令和７年度決算に係る
会津坂下町の財政指標（健全化判断比率）を公表します。

１．健全化判断比率とは

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和７年度決算に係る健全化判断比率を公表します。健全化判断比率とは、国が地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として制定したもので、次の４つの財政指標があります。

指　　標	内　　容
実質赤字比率	一般会計と坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計における赤字額の大きさ（家計に例えれば、１年間の収支における赤字額の大きさ）を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。
連結実質赤字比率	一般会計に特別会計および公営企業会計を含めた町全体の赤字額の大きさ（１年間の収支における赤字額の大きさ）を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。
実質公債費比率	町の借入金の返済額の大きさ（年収に対する年間のローン返済額の割合）を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率。　※直近３か年の平均値で算出。
将来負担比率	将来負担が見込まれる負債の大きさ（年収に対するローン残高や保険金などの経費の割合）を指標化し、今後の財政を圧迫する可能性を示す比率。

２．本町の現状

町債残高の縮減など財政健全化の取組を進めたことで、各種財政指標は改善の傾向にありますが、今後の新庁舎建設に備えるためにも、より健全な財政運営に努めます。

指　　標	本町の比率			令和６年度全国平均	早期健全化基準
	令和７年度	令和６年度	比率の増減		
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	－	－	14.77　％
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	－	－	19.77　％
実質公債費比率	7.9　％	9.0　％	▲1.1　％	5.6　％	25.0　％
将来負担比率	4.7　％	12.2　％	▲7.5　％	6.2　％	350.0　％

※数値が低いほど、財政が健全であると判断できます。１つでも「早期健全化基準」以上となれば、「財政健全化計画」を策定し財政健全化に取り組む義務が発生します。

３．各比率の対前年度分析

指　　標	要　因　分　析
実質公債費比率	【前年度比▲1.1%】単年度比率が前年度比較で 0.2%減少（7.4%→7.2%）。地方債新規借入抑制や、地方債定期償還による元利償還金の減少が主な要因。また、令和４年度の単年度比率（10.4%）が算定対象から外れたことも影響。
将来負担比率	【前年度比▲7.5%】地方債定期償還による地方債現在高の減少や、計画的な各種基金への積立による充当可能基金の増加が主な要因。また、標準税収入額の増加や普通交付税額の増加に伴う標準財政規模の増加なども影響。